

# 令和3年度第1回大阪府環境審議会会議録

開 催 日            令和3年6月8日

開 催 場 所            咲洲庁舎 44階 大会議室

## 令和3年度第1回大阪府環境審議会

令和3年6月8日

**司会（定課長補佐）** ただいまから令和3年度第1回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

議事に入りますまでの司会は、環境農林水産部エネルギー政策課の定が務めさせていただきます。

委員の皆様方には、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部部長の南部より御挨拶申し上げます。

**南部環境農林水産部長** 環境農林水産部部長の南部でございます。

本年度第1回の環境審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、コロナ禍の中、また、何かと御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素より、環境行政はもとより、府政各般にわたり御支援と御協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さて、皆様御承知おきのとおり、2050年の脱炭素社会の実現に向け、本年4月に菅首相が2030年の温室効果ガス排出量の削減目標を46%に引き上げると表明され、海外でも、アメリカ、イギリス、ドイツなど主要国が新たな目標を打ち出すなど、世界的に脱炭素の潮流が大きくなっております。

大阪府といたしましては、昨年11月、本審議会からの答申を踏まえ、本年3月末に、2030年度に向けた対策の基本的な考え方を示した地球温暖化対策実行計画を策定したところですが、計画に掲げる目標の達成に向け、府域の排出量の多くを占める産業部門や業務部門など、取組を加速していく必要があります。このことから、事業者における脱炭素化を促進するための制度のあり方について、後ほど諮問をさせていただきたいと思っております。

また、住宅、建築物等の温暖化の対策を進めるため、建築物の環境配慮のあり方については、これまで部会において検討を重ねていただき、その報告を取りまとめていただきましたので、本日、御審議をいただければと存じます。

脱炭素の取組のほかにも、現在、国において、大阪湾を含む瀬戸内海の環境保全等のあり方や生物多様性国家戦略の改定に関する議論が進められており、これらを踏まえ、本府といたしましても速やかに具体的な検討に着手していく必要がございます。

このため、本日は、今後の大阪湾における環境の保全・再生・創出のあり方及び大阪府生物多様性地域戦略の策定についても、後ほど諮問をさせていただきます。

本日は非常に限られた時間ではございますが、委員の皆様方から忌憚のない御意見等を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくようお願い申し上げます。

**司会（定課長補佐）** それでは、本日の会議の進行に当たっての連絡及びお願い事項等について御説明いたします。

本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、オンラインでの御出席をお願いいたしました。システム上の制約等で会場までおいでいただいた幹事2名の方以外は、オンラインでの御出席をいただいております。御協力ありがとうございます。

本日の資料につきましては、オンライン出席の委員の方には事前にメールでお送りをしております。会場に御出席の委員の方には、お手元にタブレットで閲覧できるように準備をさせていただきます。

資料の一覧は配付をしました議事次第の2ページ目でございます。不足などがございましたら、事務局にお申出をいただければと思います。

続きまして、前回1月に開催しました環境審議会以降に新しく就任をいただきました委員の方を御紹介します。

まず、4名の府議会議員、うらべ委員、岡沢委員、富田委員、藤村委員が、また、市町村長委員として泉佐野市長の千代松委員が御就任をいただいております。本日も御出席をいただいております。

次に、臨時委員及び幹事の皆様につきましても、年度替わりなどで変更が生じてございまして、お配りしております委員名簿に（新）の印をつけさせていただきます。御確認をいただければと思います。

本日御出席の委員及び幹事の皆様については、お配りしております出席者

一覧で御確認いただければと思います。

オンラインと会場を含めまして、委員定数43名のうち、現時点で33名の方の御出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本審議会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

オンラインで御出席の方は、通常はカメラとマイクをオフにいただき、御発言がある際にカメラとマイクをオンにして、会長から指名がありましたら御発言いただきますようお願いいたします。発言が終わりましたら、カメラとマイクはオフに戻していただきますようお願いいたします。

御発言の御意向につきましては、事務局においても画面表示をもとに漏れがないよう確認をいたしますが、万一見落としなどございましたら、大変申し訳ありませんが、マイクをオンにしてお声がけをいただきますようお願いいたします。

また、感染症予防対策としまして、会場に御出席の皆様におかれましてはマスクの着用、手指消毒に御協力をお願いしております。

それでは、本日は、議事に入ります前に、諮問事項が3件ございます。資料1-1、2-1、3-1によりまして、大阪府から環境審議会に諮問させていただきます。

部長より諮問文を読み上げさせていただきます。

**南部環境農林水産部長**　読み上げさせていただきます。

大阪府環境審議会会長　辰巳砂昌弘様。大阪府知事　吉村洋文。

1つ、今後の大阪湾における環境の保全・再生・創出のあり方について。

2つ、事業者における脱炭素化を促進するための制度のあり方について。

3つ、大阪府生物多様性地域戦略の策定について。

これら3件に関し、貴審議会の意見を求めます。

以上、どうぞよろしく願い申し上げます。

**司会（定課長補佐）**　本日は、オンラインでございますので、諮問文の正本については会長のお手元にお届けしております。

諮問は以上でございますので、これ以降の議事につきましては、辰巳砂会長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

**辰巳砂会長**　会長の辰巳砂でございます。本日はお忙しい中、御参集いただき

ましてありがとうございます。

それでは、議事のほうを進めさせていただきます。御協力のほど、よろしく  
お願いいたします。

本日の議題は、審議事項が6件と報告事項が1件でございます。

それでは、先に審議事項から取り扱わせていただきます。

1つ目の諮問事項、「今後の大阪湾における環境の保全・再生・創出のあり方  
について」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

**奥田環境保全課長** 環境管理室環境保全課長の奥田でございます。今後の大阪  
湾における環境の保全・再生・創出のあり方の諮問について御説明いたします。

資料1-1の裏面に諮問の趣旨を記載しておりますが、資料1-2に背景、  
現状、検討内容等をまとめておりますので、こちらで御説明いたします。

まず、背景ですが、大阪府においては、大阪湾の環境の保全等について、主  
に2つの制度、計画に基づいて取り組んできました。

1つ目は水質総量削減制度で、国が定める基本方針に基づき、8次にわたり  
総量削減計画を策定するとともに、総量規制基準を設定して、COD等の汚濁  
物質の総量削減等の取組を進めてきました。現在の計画は平成29年に策定し  
ております。

2つ目は、国が定める瀬戸内環境保全基本計画に基づき大阪府計画を策定し、  
湾奥部における生物が生息しやすい場の措置等の取組を進めてきました。現在  
の大阪府計画は平成28年に変更したもので、計画期間はおおむね10年であ  
り、今年度が中間点検の年に当たります。

令和3年3月に中央環境審議会から第9次総量削減のあり方について答申さ  
れ、大阪湾については、規制強化は行わずに現在の水質を維持する取組を継続  
しつつ、湾奥部における貧酸素水塊の発生などの問題に対応するため、局所的  
な対策として、藻場・干潟の再生や流況改善等の推進が指摘されております。

また、令和2年3月に瀬戸内外の環境保全の方策のあり方について答申され、  
栄養塩類の管理等による生物の多様性及び生産性の確保等の課題について指摘  
されたことを受けて、令和3年2月に瀬戸内環境保全特別措置法の改正法案が  
国会に提出され、6月3日に成立したところです。

今後、国において第9次総量削減の基本方針の策定や瀬戸内海環境保全基本

計画の見直しが実施される予定で、その状況と大阪湾の状況を踏まえて、今後の大阪湾における環境の保全・再生・創出を進めていくため、府で定めている2つの計画のあり方について御審議いただきたいと考えております。

左下は水質総量削減制度と瀬戸内海府計画の概要をまとめたものですが、説明は割愛いたします。

右上の大阪湾の状況の汚濁負荷量を御覧ください。

大阪府の第8次総量削減計画では、COD、窒素、りんについて、目標年度である令和元年度の総量削減目標量を達成しております。

CODについては、グラフを御覧いただきますと、濃度は各海域とも長期的には減少しておりますが、近年は横ばい傾向で、大阪湾全域での環境基準達成率は66.7%となっております。

真ん中の窒素・りんについては、近年は継続的に環境基準を達成しております。窒素、りんの濃度は、赤字の湾奥部Ⅳ類型が高く、青字の湾南部Ⅱ類型が低い状況です。水産用水基準では、基準以下の海域は、閉鎖性内湾では生物生産性の低い海域とされていまして、湾南部の窒素、りんの濃度は、現状ではその基準を上回っていますが、近年その基準に近づいてきている状況です。

次に、湾奥部の栄養塩類の分布と海岸の状況について御説明いたします。

湾奥部においては、栄養塩の偏在や貧酸素水塊の発生等の問題があります。湾奥部の栄養塩類の調査結果として、各地点の全窒素の濃度のグラフと、右図に調査地点をお示ししています。これによると、埋立地間海域の濃度が直近の府の常時監視の地点の濃度より2から4倍程度高い傾向が確認されており、全りんも同様の分布傾向が見られます。

真ん中の調査地点図を御覧ください。

湾奥部は海岸が港湾利用されており、流れが滞留しやすくなっています。一方で、海岸の中には真ん中の図の水色の部分のように船舶が利用していない護岸があり、今後、生物の生息の場の確保や水質・流況改善のための対策を実施する余地があるのではないかと考えております。

右図の底層DOのところを御覧ください。

底層DOの年度最小値は長期的には上昇傾向ではありますが、湾奥部における年度最小値は、貧酸素に対する耐性が強いとされる水生生物の生息に必要と

される 2 m g / L を下回っている状況です。

次に、検討内容（案）を御覧ください。

内容は、第 9 次総量削減計画のあり方及び総量規制基準、瀬戸内海府計画の中間計画と見直しのあり方になります。御審議いただくに当たっての主な論点については、湾奥部の環境改善、湾南部の栄養塩濃度の管理、多様な生物を育む場の確保を想定しております。

最後に、検討スケジュール（案）を御覧ください。

本件については水質部会で御審議いただきたいと考えておりまして、来年の 6 月の環境審で御答申いただき、計画案を作成し、パブリックコメント等を経まして、9 月頃に計画を策定したいと考えております。

説明は以上です。

**辰巳 砂会長**      ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。御意見等ございます方は、画面をオンにしてお示してください。

特に御意見ございませんでしょうか。

事務局のほう、発言のある方はおられませんでしょうか。

**司会（定課長補佐）**      おられません。

**辰巳 砂会長**      それでは、よろしいでしょうか。

では、御発言ないようですので、この案件は、専門的でもあるということもございまして、大阪府環境審議会条例第 6 条第 2 項の規定により設置する専門部会で審議していただいたらどうかと思います。

本件につきましては、既存の水質部会がございまして、この部会を活用するというようにさせていただければと考えておりますけれども、いかがでございましょうか。もし御異議ございましたら、画面をオンにしてお示しいただければと思います。

（委員より異議なし）

特にございませんようですので、どうもありがとうございました。

それでは、異議なしということで、部会で諮問事項を検討いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、続きまして、審議事項 2 番の諮問、事業者における脱炭素化を促

進するための制度のあり方について、こちらにつきまして事務局から御説明をお願いいたします。

**水田エネルギー政策課長** エネルギー政策課長の水田でございます。私からは、事業者における脱炭素化を促進するための制度のあり方について御説明をさせていただきます。

資料の2-1が諮問文の写しでございますが、より分かりやすく、A3の資料で資料の2-2を作成していますので、こちらで説明させていただきます。

まず、資料2-2、左の四角でございます背景について御説明させていただきます。

大阪府では、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指し、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で40%削減する目標を掲げた大阪府地球温暖化対策実行計画を2021年3月に策定しました。

この計画におきましては、この黒のひし形のマークのところの1つ目ですが、2030年に向けた対策の基本的な考え方としまして、気候危機及び脱炭素化に向けた認識が社会に根づくよう意識改革、行動を喚起すること。そして、この図にも示すように、CO<sub>2</sub>排出量を削減するためには、縦の軸でございますがエネルギー・資源使用量の削減、横軸の二酸化炭素排出量、こちらを削減するためには、同じエネルギー資源を使うにしてもCO<sub>2</sub>排出の低減を図ることが重要であることから、これまで以上の省エネ・省資源を推進すること。再生可能エネルギー、再エネなど、同じエネルギーを利用するにしてもCO<sub>2</sub>の排出が少なくなる選択を促進すること。これに取り組むこととしております。

また、計画では、この黒のひし形の2つ目でございますが、2013年度比で40%削減する目標を掲げるとともに、削減目標に大きな影響を与えるエネルギー消費量と電気の排出係数、これを管理指標として、排出量と密接に関係する特定事業者の温室効果ガス排出量、自立・分散型エネルギー導入量、電力需要量に占める再エネ利用率などを取組指標としてそれぞれ設定しております。

資料右側の上段、事業者の取組みを促進するための制度の現状・課題を御覧ください。

実行計画に掲げる削減目標の達成に向けては、あらゆる主体が一体となって取り組むことが不可欠です。事業者においても脱炭素化に向けた取組を加速さ



せていくことが重要であり、実行計画に掲げる具体的な取組を推進する必要があります。

そこで、このたび、矢印、黒のところでございますが、事業者における脱炭素化を促進するための制度のあり方について諮問し、審議会での御議論をお願いする次第です。

実行計画に掲げた取組のうち、本諮問に関連するところは次の2点です。

1つ目は、①小売電気事業者の電力販売量・再エネ導入量等に関する新たな計画書・報告書制度の創設・運用についてです。

電気の排出係数は、現在、小売電気事業者への任意のアンケート調査により把握していますが、上の右の図にも示すとおり年々把握率が低下しており、事業者へのヒアリングによると、今後さらに把握が困難になることが見込まれます。

また、再エネ導入量についても、実際に供給されているデータの把握は困難な状況です。

電気の排出係数及び再エネ導入量については、計画の進捗状況を確認する上で必要不可欠であることから、今後、確実に把握する仕組みが必要と考えています。また、再エネの導入拡大に向けては、電気の需要側だけでなく、供給側の対応も重要と考えられますので、こういったデータの把握と併せて供給拡大を促進する取組が必要です。

続きまして、2つ目の②でございますが、府域の排出量の多くを占める温暖化防止条例に基づく特定事業者に対する届出制度の強化によるCO<sub>2</sub>削減の推進についてです。

右下のほうのグラフに示すとおり、府域の温室効果ガス排出量のうち、産業・業務部門、下のほうですが、約6割でございますが、さらに、その約6割を特定事業者が占めております。

現行の条例におきまして、府域に約830者ある特定事業者に対しては、対策計画書及び実績報告書による届出制度を実施しており、3年3%を目安とした排出削減の対策を求めています。これまでどおりの対策では削減目標の達成は困難であると考えられます。

一方で、ゼロカーボンに向けた社会の動きに呼応し、自主的に高い目標を掲

げ、より多くの削減を進めている事例も見られます。

また、既に地球温暖化による影響は顕在化しており、気候変動に対する適応策も重要となっていますが、特定事業者における適応に関する取組状況については十分に把握できていない状況です。

これらを踏まえ、削減目標の達成に向けては、再エネ導入促進や優良事例の水平展開など、特定事業者によるさらなる取組を促進することが必要となります。併せて、適応などの新たな観点での取組状況の把握及び取組を促進することが必要です。

次に、その下です。検討内容（案）と書いているところを御覧ください。

ただ今説明しました現状・課題を踏まえまして、2点について検討いただければと考えております。

1つ目の丸の小売電気事業者の電力販売量・再生可能エネルギー導入量等に関する新たな計画書・報告書制度の検討として、電気の排出係数の算定に必要な電力販売量を把握するとともに、再エネ導入量を把握・供給拡大するため、どのような制度を構築するのかといった内容です。

2つ目は、下の丸でございますが、温暖化防止条例に基づく特定事業者の取組強化の検討として、再エネ導入など、特定事業者によるさらなる排出削減、適応に関する取組状況の把握及び取組促進を図るため、削減率の目安、優良事業者へのインセンティブ等を含め、どのように現行制度を見直すのかといった内容です。

最後に、右側の検討スケジュール（案）を御覧ください。

本日の諮問の後、本審議会に設置されております温暖化対策部会におきまして御審議・御検討いただき、秋頃の環境審議会で答申をいただければと考えております。その後、答申を踏まえ、府におきまして条例・規則等の改正案を策定し、パブリックコメントを実施した上で、本年度末に改正を行いたいと考えております。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

**辰巳砂会長**      ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。御意見等ございます方は、画面をオンにしてお示してください。

特にございませんでしょうか。

事務局のほうで、御発言のある方はおられませんでしょうか。

司会（定課長補佐） 富田委員でございます。

辰巳砂会長 富田委員、どうぞ御発言ください。

富田委員 教えていただきたいんですが、これは、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で40%削減の目標があるということですよ。それで、②の特定事業者に対する排出削減の目標を3年3%を目安にすれば、これ、3年3%はなかなか難しいという形なんですけど、そもそも3年3%削減できれば、2013年度比の40%削減するという目標を達成できるのでしょうか。

辰巳砂会長 事務局、いかがでしょうか。

水田エネルギー政策課長 3年で3%の削減で目標達成ができるのかということでございますが、この40%削減は基本積み上げておりますが、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すためには必要な目標設定だと思っております。

計画に掲げる40%の削減目標の達成は、特定事業者においての3年3%を目安とした削減では困難だと考えておりました。本諮問以降、この排出削減の目安も含めて事業者に対する制度の検討を深掘りしていこうと思っております。計画にもあらゆる主体が一体となって取り組むと記載しておりました。まさに意識改革、行動喚起につなげていきたいと考えておりました。しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

辰巳砂会長 ありがとうございます。富田委員、よろしいでしょうか。

富田委員 できるだけ実現をある程度可能にする目標にしないと、目標というのはなかなか難しいので、3年3%下げ、最初の1年間例えば1%でもいいと思うんですけど、もう少し例えば3年で5%なり、ある程度近づくような目標にしていかないと、目標という意味では少し物足りないなと思いますので、その辺、よろしく願いをします。

辰巳砂会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問、御発言ございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。事務局、よろしいでしょうか。

司会（定課長補佐） おられません。

辰巳砂会長 では、そのほかの御発言はないようですので、この案件につきましても、先ほど同様、専門的でございますので、審議会条例の規定によりまして設置する専門部会で審議していただいたらどうかと思います。

本件につきましては、既存の温暖化対策部会がございますので、この部会を活用するということにさせていただきたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。もし御異議ございましたら、画面をオンにしてお示してください。

（委員より異議なし）

では、特に御異議ないということですので、ありがとうございます。では、御異議なしということで、部会で諮問事項を検討いただきたいと思います。

先ほどの富田委員の御発言も踏まえて御検討いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

では、引き続きまして、審議事項（３）の諮問、大阪府生物多様性地域戦略の策定について、事務局から御説明をお願いいたします。

田中みどり企画課長 みどり推進室みどり企画課長の田中でございます。私のほうからは、生物多様性地域戦略の策定につきまして、諮問内容を説明させていただきます。

資料３－１に諮問文の写しがございますけど、具体には資料３－２に基づいて説明をさせていただきます。

資料左上の生物多様性地域戦略の位置づけを御覧ください。

本戦略は、生物多様性基本法を根拠としており、第５条に、地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされております。

また、第１３条において、都道府県は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画、これが地域戦略でございますが、これを定めるように努めなければならないとされております。

次に、資料右上の背景を御覧ください。

大阪府はこれまで、大阪２１世紀の新環境総合計画の生物多様性分野を地域

戦略に位置づけ、「全てのいのちが共生する社会の構築」を目指し、生物多様性に関して府民への普及啓発や協働による保全活動の実施など、様々な取組を進めてまいりました。

これまでの取組の内容と設定した目標に対する現状につきましては後ほど説明いたしますけれども、生物多様性保全の府民認知度につきましては、全国平均より低い状況でございます。

また、令和3年3月に策定した2030大阪府環境総合計画では、2030年に実現すべき姿である「いのち輝くSDGs未来都市・大阪」を目指し、その実現に向けた環境施策の1つとして、「全てのいのちの共生」を掲げておりますが、その具体的施策は個別計画で推進することとなったため、別途、生物多様性地域戦略を策定する必要がございます。

一方、世界的に見ますと、今年10月に開催されます生物多様性条約第15回締約国会議で、現行の愛知目標に代わる生物多様性条約全体の取組を進めるための新たな枠組みが採択される見通しでございます。国におきましては、その新たな枠組みを踏まえ、本年度中の次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討が進められているところでございます。

本府の生物多様性地域戦略は、国家戦略を基本として策定することとなっておりますため、国家戦略の策定に合わせ、本地域戦略の策定に係る諮問を大阪府策環境審議会に行うものでございます。

続いて、資料中央部を御覧ください。

先ほど申し上げましたとおり、大阪府ではこれまで、大阪21世紀の新環境総合計画の生物多様性分野を地域戦略に位置づけ、主に4つの取組を推進してきました。

1点目は、生物多様性に対する府民理解の促進として、府内の博物館や植物園などの生物多様性関連施設で構成するおおさか生物多様性施設連絡会と連携した普及啓発を行っております。

2点目は、生物多様性の損失を止める行動の促進として、企業の生物多様性保全活動を支援するための制度であるおおさか生物多様性パートナー協定を締結している企業と連携し、生態系の創出や希少種の保全活動を推進しております。

3点目として、府域における生物多様性の現状の評価を進めるため、府内に生息・生育する野生動植物の現状を府民の方々に知っていただき、豊かな自然環境の保全や野生動植物保護のための資料として「大阪府レッドリスト2014」を作成いたしました。

4点目には、生物多様性に資する地域の拡大として、府立自然公園や保安林等の指定による生物多様性の保全、再生、生息環境の創出を進めました。

こうした取組を受け、現行の生物多様性地域戦略の3つの目標に対する現状というものを中央右側に示しております。

1つ目の目標である生物多様性の府民認知度を70%以上にするにつきましては、2019年度時点で17.5%でございます。これは全国平均と考えられております内閣府の調査結果20.1%を下回っております。

2つ目の目標であります生物多様性の損失を止める行動を拡大するにつきましては、活動する府民の割合を2014年の6%から2020年の12%に倍増するというものでありますが、これに対しましては2019年時点で2.4%ということになっております。

さらに、3つ目の目標である保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha拡大するにつきましては、2019年度末時点で2,052ヘクタールの指定状況となっております。

今回、本府といたしましては、以上の状況を踏まえ、府域の生物多様性の保全を一層促進していかなければならないと考えておりまして、具体的な検討内容といたしましては、資料左下の囲みにありますように、現状の課題を踏まえた生物多様性地域戦略の基本的な方向性、生物多様性地域戦略における目標、大阪府として取り組むべき生物多様性保全のための施策を予定しております。

最後に、スケジュールでございますが、資料右下に検討スケジュール（案）を示しておりますとおり、本日の諮問の後、先ほどの検討内容について御審議をいただき、来年1月の答申、パブリックコメントを経て、今年度末に策定することとしております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**辰巳砂会長**      ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問はございません

でしょうか。御意見ございます方は、画面をオンにしてお示してください。

特に御意見ございませんでしょうか。

事務局、確認をお願いできますでしょうか。

**司会（定課長補佐）** 御発言の意向の委員の方はおられません。

**辰巳砂会長** ありがとうございます。

それでは、御発言はないようですので、この案件も、先ほどと同様、専門的ですので、専門部会で審議していただいたらどうかと思っております。

本件につきましては、既存では対応する部会がございませんので、新たに部会を設置することをお諮りしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。もし御異論ございましたら、画面をオンにしてお示してください。

（委員より異議なし）

特に御異論ないようですので、それでは、新たに設置する部会の運営要領につきまして、事務局から提案があるということがございますので、事務局からの説明をお願いいたします。

**田中みどり企画課長** それでは、資料3-3を御覧ください。

今回、大阪府生物多様性地域戦略の策定につきましては、先に御説明させていただきました検討内容について、生物多様性に関する専門分野の方々と議論・検討の上策定を進めていくため、生物多様性地域戦略部会を新たに設置したいと考えております。

資料3-3につきましては、その運営要領の案をお示しさせていただいております。

第1の趣旨です。これにつきましては、大阪府環境審議会条例第6条第2項の規定により、生物多様性地域戦略の策定のあり方など、基本的な事項について検討を行うため、大阪府環境審議会の下に生物多様性地域戦略部会を置くこととしております。

第2の組織につきましては、同条例第6条第3項の規定により、会長に御指名をいただく委員及び専門委員で組織することとしておりまして、(1)の①のように、本審議会の学識経験者の委員の方から4名程度、これと、②にありますように、それ以外の専門委員の方から4名程度、計8名程度で構成することとしております。

また、(2)では、部会に部会長を置き、部会長は、同条例第6条第4項により会長が指名する委員とすることになっております。

さらに、(3)では、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代行することとし、(4)で、部会長が必要と認める場合は部会にオブザーバーとして関係者の出席を求めることができるということにしております。

次に、第3の会議では、(1)で、部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となること、(2)で、部会は、委員、専門委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができないということ、(3)で、部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところとすること、(4)で、部会長は、部会で決議した事項につきましては、次の審議会に報告しなければならないことをそれぞれ定めています。

なお、第4の補則では、この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項については、部会長が定めることとしております。

以上でございます。

**辰巳砂会長** ありがとうございます。

それでは、部会を新設し、その運営要領は案のとおりとするということでしょうか。

御異議がないかどうか、事務局のほうで確認いただけますか。

**司会（定課長補佐）** 御発言のご意向の委員はおられません。

**辰巳砂会長** ありがとうございます。

では、部会長及び所属委員につきましては、事務局とも相談いたしまして、私が指名させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

では、続きまして、審議事項(4)の建築物の環境配慮のあり方の答申につきまして御審議いただきます。本案は、温暖化対策部会において御審議いただいたものでございます。

それでは、下田部会長から御説明のほうをお願いいたします。

**下田委員** 温暖化対策部会部会長の下田です。今、御紹介ございましたように、審議事項(4)の建築物の環境配慮のあり方について、資料4-3に基づきま



して部会報告をさせていただきます。

これまでの経過につきましては、昨年6月、環境審議会に諮問があり、温暖化対策部会におきまして、昨年6月29日、9月15日、10月28日、本年2月12日、3月19日、さらに5月6日と、計6回審議を行いまして、論点の整理や方向性、具体的な施策などについて議論を行ってまいりました。

では、資料のほうを御覧ください。

まず、国の動きでございますが、パリ協定がございまして、建築物省エネ法というのができました。また、パリ協定を受けて地球温暖化対策計画があり、さらに、建築物省エネ法が2019年に改正されてございます。この中で、地方の自然的社会的条件の特殊性により、省エネ基準のみによっては建築物の省エネ性能の確保が困難な場合、法律に基づく条例で省エネ基準に必要な事項を付加できるということが定められまして、こういうものを大阪府として活用するかということも論点の1つとして審議を行ってきたわけでございます。

その後2つほど飛ばさせていただきます、大阪府の取組みのところを御覧ください。

大阪府では、今年の3月に次期実行計画を策定しており、その中で、2030年度の府域の温室効果ガス排出量を2013年度比で40%削減ということを定めてございます。

大阪府温暖化の防止に関する条例の中で、建築物の環境配慮に関する主な取組を幾つか入れてございまして、1番から5番までございます。

(1) で建築物の環境計画書の届出を義務づけております。

(2) の中で囲みの部分でございますが、この赤い部分、赤く塗っている部分は、これは国が決めていないところを大阪府で上乘せして義務化している部分でございます。2,000平米以上の非住宅で、外皮、いわゆる建物の壁とか窓に関する高断熱化を定めてございます。また、住宅に関しましても、1万平米以上のものにつきまして、また、60メートル超のいわゆるタワーマンションに関しまして、条例による義務化を課しております。

このように大阪府は、国に上乘せ基準する、ほかの自治体に対しても先駆けた形でこれまで先進的な規制を行ってきたという状況がございます。

そのほか、(4)の部分ですけれども、再生可能エネルギー利用設備の導入の

検討を義務としております。

それから、建築物の顕彰制度等もこれまで実施してまいりました。

こういう位置づけの下、先ほどの建築物省エネ法の改正等もございまして、諮問に基づいて大阪府としての今後の対策を検討したわけでございます。

まず、目指すべき方向性といたしまして、右の上で、Ⅲ、大阪府における今後の建築物の環境配慮のあり方でございますが、目指すべき方向ということで、2050年脱炭素社会を見据え2030年に向けた基本的な考え方、それから、非住宅に対する環境配慮、住宅に対する環境配慮がございまして。

具体的施策として、条例による規制、それから、(2)番として普及啓発と、この2つの種類の施策を挙げてございます。

規制につきましては、非住宅の外皮性能を適合義務化させるということで、これを先ほどの建築物省エネ法に基づいた法規制にすると。このようにした場合、建築物の建築確認と連動することになりますので、実際違反したものが建てられなくなるということでございます。

それから、2つ目は住宅に対する規制でございます。

住宅につきましては、現行の建築物省エネ法では建築基準法の関係規定化をすることができません。これまでも府条例で先ほど申し上げましたようにタワーマンションにつきまして義務づけをしておるわけですが、この対象を多少拡大するというところで、対象として75平米以上、100戸以上ということイメージして、その対象拡大を考えていけばどうかということでございます。

3番目が再生可能エネルギー、太陽光発電等についてでございます。

現状2,000平米以上の住宅・非住宅に課している検討義務を設置義務とするということを挙げてございます。

それから、普及啓発につきましては、省エネ建築物の価値、住宅の改修や新築における初期投資・ライフサイクルコストの費用対効果、健康などに対する効果などについて、府民・事業者の理解が進むように速やかに取り組むべきだということにしております。

例えば住宅の断熱性のいいものが居住者の健康に対して大きな影響があるということは学会等でも明らかになっておりますので、やはりこういう情報を府

民に伝えるべきだと考えております。

それから、建築物省エネ法では建築士から建築主への説明が義務づけされておりますけれども、その説明において建築主が理解しやすい説明項目を追加して、条例により義務づけをすべきだということも、答申に挙げさせていただいております。

このように答申を固めていく中で、少し先ほど国の動きのところでは飛ばさせていただきましたけれども、国の動きのところに戻りまして、下から2番目、第203回臨時国会における菅首相の所信表明演説ということで、2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロということがございました。また、この4月には、2030年目標につきましても46%削減という大きな上乗せがあったわけでございます。

その中で、国土交通省、経済産業省、環境省3省の連携で、4月から脱炭素社会に向けた住宅建築物の省エネ対策等のあり方検討会というのが発足いたしまして、国のほうでも省エネ基準の義務化、規制の強化につきまして検討を進めるという状況になってきてございます。

この、国の委員会につきましては、まだ結論を得ていないところでございませうけれども、6月3日には骨子案として、まず、住宅や建築物の省エネ対策に関する国民の意識改革や事業者の習熟度向上など啓発活動を行った上で、住宅も含めた省エネ基準適合義務の対象範囲を拡大、それから、大規模建築物から省エネ基準を引き上げ、規模別・用途別にエネルギー引上げ水準を検討、省エネ性能表示制度の導入、それから、既存住宅の開口部の断熱改修や日常的に使用する空間の部分断熱改修などの省エネ改修の促進などが提示されております。

このような国の流れを受けまして、あくまでも大阪府で行うのは、この、国が決めていく施策に対して大阪府で必要なものを上乗せていくということでございますので、この状況等も含めながら、実施時期を見ていくということを考えております。

ということで、もちろん国の動向も見極めつつ、実施時期として、条例による規制につきましては、規制の効果や達成すべき目標に関するエビデンスを明らかにし、府民・事業者へ説明できることを見極めた上で実施ということで、この影響を定量化して検討されるということになると思います。ということで、

少しエクスキューズをつけた形になってございます。

ただ、府民・事業者に対する啓発、これは速やかに実施。それから、建築士から建築主への説明内容の追加は、建築関係団体等と連携し実施ということで、これはすぐ実施に移るといってまとめてございます。

今申し上げましたように、どうも国の動きも非常に早くなっておりまして、実施時期、非常に見極めにくいところでございますけれども、府におかれましては、これまでの先進的な建築環境行政の流れをぜひ活かしていただくような形で、前向きに大阪府の良好な建築ストック維持のために取り組んでいただければと考えてございます。

長くなりましたが、以上でございます。

**辰巳砂会長** どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。御意見、御質問ございましたら、画面をオンにして御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

特に御発言ございませんでしょうか。

事務局、確認いただけますでしょうか。

**司会（定課長補佐）** ご発言のご意向の委員はおられません。

**辰巳砂会長** ありがとうございます。

それでは、特に御意見ございませんようでしたので、答申案につきましては御了解いただいたということで、本案のとおり環境審議会の答申としてよろしゅうございますでしょうか。もし御異議等ございましたら、画面をオンにしてお示してください。

事務局、異議がないかどうか確認いただけますでしょうか。

**司会（定課長補佐）** おられません。

**辰巳砂会長** ありがとうございます。

それでは、御異議なしということで、本案を審議会の答申とさせていただきます。ありがとうございました。

**下田委員** ありがとうございます。

**辰巳砂会長** それでは、続きまして、次の審議事項に進みたいと思います。5番でございます。温暖化対策部会運営要領の改正についてということで、温暖

化対策部会におきまして御審議いただいたものでございます。

それでは、下田部会長からこちらも御説明をお願いいたします。

**下田委員** それでは、引き続きまして、資料5を用いて説明をさせていただきます。

本運営要領につきましては、大阪府環境審議会の規定により設置する温暖化対策部会の運営について定めたものでございますが、このたび所要の改正を行いたいと考えてございます。

改正予定の箇所は、第2のところの(2)ですけれども、この「所掌事項等について」というところでございます。

資料右側の旧、現行の条文を見ていただきますと、これまで、大阪府温暖化の防止等に関する条例第37条による顕彰の実施と規定し、主に温室効果ガスの排出量の削減や人工排熱の抑制といった緩和策に関しまして優れた取組を行った事業者を表彰するために、部会にて審査等を行ってまいりました。

一方、近年、気候変動による影響は既に顕在化しており、温室効果ガスの排出を削減する緩和策とともに、温暖化による影響と折り合える社会を実現する適応策を両輪で推進していくことが重要となっております。

こうした状況を踏まえまして、昨年度3月19日の温暖化対策部会において適応策の取組も対象とすることに議論し、各委員からも御同意いただいたところでございます。

つきまして、資料左側の新のところ、改正案でございますが、顕彰制度の対象に「気候変動適応に関して特に優れた取組をした者」を加えたいと考えております。本改正に当たりましては、条例において適応策に関する記載がないため、条文の引用を改め、個別の対策メニューを列挙するような、具体的に事項を列挙するような変更案としてございます。

なお、適応策の制度化につきましては、別途、審議事項(2)事業者における脱炭素化を促進するための制度のあり方についての中で検討していきたいと考えてございます。

以上です。ありがとうございました。

**辰巳砂会長** どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問ございませんで

しょうか。

特に御意見ございませんでしょうか。もし御異議ございましたら、画面をオンしてお示しください。事務局、確認いただけますでしょうか。

**司会（定課長補佐）** ご発言のご意向の委員はおられません。

**辰巳砂会長** ありがとうございます。

それでは、御異議なしということで、温暖化対策運営部会の運営要領を提案のとおり改正することとさせていただきます。どうもありがとうございました。

**下田委員** ありがとうございます。

**辰巳砂会長** それでは、引き続きまして、最後の審議事項に進みたいと思います。6番ですけれども、循環型社会推進計画部会及び食品ロス削減推進計画部会の廃止についてということでございます。

この2つの部会は計画策定の検討のために設置された部会でありまして、部会を設置後は熱心に御検討いただきまして、部会報告として取りまとめていただきました。この報告を基にして今年1月の本審査会において答申し、答申を踏まえて3月末に計画が策定されたところでございます。

つきましては、部会としての役割を終えておりますので、この2つの部会の廃止をお諮りしたいと考えておりますが、皆様、よろしいでしょうか。何か御意見、御質問ございましたら御発言をお願いいたします。もし御異議等ございましたら、画面をオンにしてお示しいただければと思います。

事務局、確認いただけますでしょうか。

**司会（定課長補佐）** ご発言のご意向の委員はおられません。

**辰巳砂会長** ありがとうございます。

それでは、御異議なしということで、循環型社会推進計画部会及び食品ロス削減推進計画部会について廃止することにさせていただきます。どうもありがとうございました。

これで審議事項6項目全て終了いたしました。

次に、報告事項に進みたいと思います。本日は報告事項1件ございますが、報告事項1の基金活用事業の審査結果等についてということで、増田部会長のほうから御報告をお願いいたします。

**増田委員** それでは、環境・みどり活動促進部会の審査結果の報告をさせてい

たきます。資料6を御覧いただければと思います。

当部会での審査・審議につきましては、大阪府環境審議会条例及び環境・みどり活動促進部会運営要領の規定に基づきまして、本部会の決議は大阪府環境審議会の決議となります。

令和3年度第1回部会の内容につきまして、資料6の1、開催状況に示していますとおり、大阪府環境保全活動補助事業に関わる審査を行いましたので、簡単に御報告申し上げます。

本事業ですけれども、府民や事業者による豊かな環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、大阪府環境保全基金を活用して、他の模範となる環境保全活動等に対して補助金を交付するものです。

今回は4件の申請がございまして、鋭意審査した結果、以下の3件を採用するものとなりました。

1件目は、特定非営利活動法人すいた市民環境会議による、環境楽座と題した脱炭素社会やプラスチックごみ問題をテーマとした見学会や講座の事業です。

2件目は、特定非営利活動法人大阪環境カウンセラー協会による、高齢者・障がい者施設向けの環境出前講座の事業です。

最後の3点目は、認定特定非営利活動法人地球環境市民会議（CASA）による、海洋・河川ごみの散乱状況調査等を通じたプラスチックごみ削減の啓発活動。

以上3件でございます。

以上、部会審議の結果を報告させていただきました。どうもありがとうございました。

**辰巳砂会長** どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

御発言ございませんでしょうか。

事務局、確認いただけますでしょうか。

**司会（定課長補佐）** 御発言の御意向の委員はおられません。

**辰巳砂会長** ありがとうございます。

それでは、御発言はないようですので、この報告事項、以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

増田委員      どうもありがとうございました。

辰巳砂会長      ありがとうございました。

それでは、用意していた議題は以上でございますが、ほかに全体を通しまして何か御発言ございますでしょうか。ございませんでしょうか。

それでは、事務局のほうから、今後の予定などございましたらお願いいたします。

司会（定課長補佐）      今後の予定についてですけれども、次回環境審議会の開催は11月頃を想定してございます。

以上です。

辰巳砂会長      ありがとうございます。

次回11月頃の想定ということでございますけれども、日程調整の上で御連絡したいと思っておりますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。皆さん、長時間にわたりまして議事進行に御協力いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、これで進行を事務局にお返しいたします。

司会（定課長補佐）      辰巳砂会長、ありがとうございました。

本日予定をしておりました議事は以上でございます。

これで本日の環境審議회를終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

―― 了 ――